伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢崎市内における空き家の情報を登録し、空き家の購入又は賃借を希望する者にその情報を発信する空き家情報バンク事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、管理不全な空き家の発生を予防するとともに空き家の利活用の推進を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 空き家住宅 市内に所在する住宅又は併用住宅(住宅で店舗等の用途を 兼ねるもののうち、店舗等の用に供する部分の面積が延べ面積の2分の1 未満のものをいう。)であって、現に居住の用に供されていないもの(近 く居住の用に供されなくなるものを含む。)をいう。ただし、共同住宅 (長屋を含む。)を除く。
 - (2) 空き店舗等 市内に所在する店舗、事務所又は併用住宅(住宅で店舗等の用途を兼ねるもののうち、店舗等の用に供する部分の面積が延べ面積の2分の1以上のものをいう。)であって、現に使用されていないもの(近く使用されなくなるものを含む。)をいう。
 - ② 空き家 空き住宅及び空き店舗等をいう。
 - (4) 空き家情報バンク 空き家の購入又は賃借を希望する者に空き家の情報を発信する仕組みをいう。
 - (5) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利により、当該空き家の売却 又は賃貸を行うことができる者をいう。
 - (6) 協力事業者 本市と空家等の適正な管理の推進に関する協定を締結した 団体(以下「締結団体」という。)に所属する宅地建物取引業者のうち、 本市の空き家対策協力会員名簿に登載されており、所有者等の代理又は仲 介を行う者をいう。

(空き家の登録要件)

第3条 空き家情報バンクに登録できる空き家は、次に掲げる要件のいずれも 満たすものとする。

- (1) 協力事業者が、代理し、又は仲介すること。
- (2) 建築基準法(昭和25年法律第201号)に違反する建築物として是正指導の対象となっていないこと。
- (3) 空家等対策の推進に関する特別措置法 (平成26年法律第127号) 第 14条第2項の規定による勧告を受けていないこと。
- (4) その他市長が不適当と認める事由がないこと。

(空き家を登録できる者)

- 第4条 空き家情報バンクに空き家を登録できる者は、次に掲げる要件のいず れも満たす者とする。
 - (1) 次のいずれかに該当する者であること。ただし、登録する空き家が借地に所在する場合又は共有である場合は、当該借地の所有者等又は当該空き家の共有者から空き家情報バンクの登録に係る同意を得た者に限る。
 - ア 当該空き家の所有者等であること。
 - イ 当該空き家の所有者等と媒介契約を締結した協力事業者であること。
 - (2) 伊勢崎市暴力団排除条例(平成24年伊勢崎市条例第32号)第2条第3号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。 (空き家の登録申請)
- 第5条 空き家情報バンクに登録を希望する者(以下「登録申請者」という。)は、空き家情報バンク登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 所有者等同意書(様式第2号)
 - (2) 登録を希望する空き家の所有者等を確認できる書類
 - (3) 当該空き家が借地に所在する場合又は共有である場合は、土地所有者等 同意書(様式第3号)
 - (4) 協力事業者が申請する場合は、当該空き家の所有者等との媒介契約書
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項に規定する申請書により協力事業者の推薦の依頼があった場合は、協力事業者推薦依頼書(様式第4号)により、締結団体に協力事業者の推薦を依頼するものとする。
- 3 前項の依頼を受けた締結団体は、本市の空き家対策協力会員名簿に登載さ

れている事業者から、登録申請者を代理し、又は仲介する事業者を、協力事業者推薦書(様式第5号)により市長に推薦するものとする。

- 4 市長は、前項により推薦のあった事業者を登録申請者に連絡する。
- 5 登録申請者は、協力事業者と空き家情報バンク登録カード(様式第 6 号) を作成し、速やかに市長に提出するものとする。

(空き家の登録又は不登録)

- 第6条 市長は、前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、登録の 可否を決定し、その旨を空き家情報バンク登録(不登録)決定通知書(様式 第7号)により、登録申請者に通知しなければならない。
- 2 登録期間は前項の規定による決定を受けた日から2年とする。ただし、登録期間を満了後、再度の空き家情報バンクに登録を希望する場合、前条に規定する登録申請を妨げない。
- 3 第1項の規定により空き家情報バンクの不登録が決定した空き家について、 通知に記載された不登録理由が解消した場合は、前条の規定により再度の申 請を行うことができる。

(空き家情報の公表)

第7条 市長は、前条第1項の規定により空き家情報バンクに登録された空き家(以下「登録空き家」という。)について、空き家情報バンク登録カードの登録事項(以下「登録事項」という。)を、市のホームページ及び市民情報コーナー(以下「市ホームページ等」という。)で速やかに公表するものとする。

(空き家の登録事項の変更)

- 第8条 第6条第1項の規定により空き家情報バンクに登録が決定した登録申請者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更が生じたときは、空き家情報バンク登録事項変更届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに空き家情報バンクの登録事項を修正し、その旨を空き家情報バンク登録事項変更通知書(様式第9号)により登録者に通知するとともに、市ホームページ等で公表している登録事項を変更するものとする。

(空き家の登録の取消し等)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家情報バンクの 登録を取り消すとともに、市ホームページ等で公表している登録事項を削除 するものとする。
 - (1) 登録空き家が、第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなった ことが判明したとき。
 - (2) 登録者が、第4条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったことが判明したとき。
 - (3) 登録者が関係法令に違反したことが判明したとき。
 - (4) 登録者が、偽りその他不正な手段により空き家情報バンクの登録を受けたことが判明したとき。
 - (5) 登録者から空き家情報バンク登録取消届出書(様式第10号)の提出が あったとき。
 - (6) 登録空き家の所有者等に変更があったとき。
 - (7) 協力事業者が、本市の空き家対策協力会員名簿に登載されなくなったとき。
- 2 市長は、前項の規定により空き家情報バンクの登録を取り消すときは、空き家情報バンク登録取消通知書(様式第11号)により、登録者及び協力事業者に通知するものとする。

(登録空き家の維持管理)

第10条 登録者は、登録空き家について申請時の状態の維持及び管理に努めるものとする。

(空き家情報バンクの利用)

- 第11条 登録空き家のうち空き住宅の購入又は賃借を希望する者は、当該空 き住宅を代理し、又は仲介する協力事業者に直接連絡するものとする。
- 2 登録空き家のうち空き店舗等の購入又は賃借を希望する者(以下「利用者」という。)は、空き店舗等利用紹介依頼書(様式12号)を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による利用紹介依頼があったときは、その内容を確認 の上、次の各号のいずれにも該当するときは、利用者に仲介する協力事業者

を紹介するものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性 風俗関連特殊営業の店舗又は事務所として利用しない者
- (2) 政治性及び宗教性のある事業を行う団体でない者
- (3) 宅地建物取引業者でない者
- (4) 空き店舗等の転売及び転貸を目的としない者 (登録空き家の報告等)
- 第12条 登録者は、登録空き家の売買又は賃貸借の契約が成立したときは、 登録空き家売買(賃貸借)契約成立報告書(様式第13号)により、速やか に市長に報告するものとする。
- 2 市長は、前項の報告があったときは、速やかに空き家情報バンクの登録事項及び市ホームページ等で公表している登録事項を変更するものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第13条 協力事業者は、空き家情報バンクにおける個人情報の取扱いについて、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 個人情報を他に漏らし、又は自己の利益若しくは不当な目的のために取得し、収集し、作成し、又は利用しないこと。
 - (2) 個人情報を漏らし、毀損し、又は滅失することのないよう適正に管理すること。
 - (3) 空き家情報バンクから取得した個人情報にあっては、当該個人情報を市長の承諾なしに複写又は複製をしてはならないこと。
 - (4) 個人情報については、業務終了後速やかに廃棄、消去その他の適正な措置を講じなければならないこと。
 - (5) 個人情報について漏えい、毀損又は滅失の事案が発生した場合は、市長に速やかに報告し、その指示に従うこと。

(登録空き家の交渉等)

- 第14条 この要綱は、空き家情報バンク以外による登録空き家の売買又は賃貸借に係る交渉等を妨げるものではない。
- 2 市長は、登録空き家の売買又は賃貸借に係る交渉等に関与しない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、空き家情報バンク事業の実施に関し 必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

空き家情報バンク登録申請書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

郵便番号 住 所 氏 名 電話番号

空き家情報バンクの登録をしたいので、伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱第5条第1項 の規定により次のとおり申し込みます。

所在地	伊勢崎市										
		建物分	万円		賃 料	円/月					
取引の種別	□売却希望額	土地分	万円	□賃貸希望額	敷 金	箇月分					
		合 計	万円		礼 金	箇月分					
登記	□登記済み □未登記	建物の 記済み □未登記 □住宅 □併用住宅 □店舗 □事務所 種類									
	 1 次の協会から協力事業	と 孝の 栄養 た	. 法 超1 忠子	□群馬県宅地建物取	引業協会						
I To To Tooling In	1 次♡勝去かり勝刀争。	未有 の推薦を	似頼しまり。	□全日本不動産協会群馬県本部							
協力事業者 ※1か2を選択			事業者名								
次 1 // ¹ 2 在 连扒	2 次の協力事業者を希望	望します。	住 所								
			連絡先								
	・所有者等同意書(様式	第2号)									
 添付書類	・登録を希望する空き家	・登録を希望する空き家の所有者等を確認できる書類									
10011111111111111111111111111111111111	・土地所有者等同意書(様式第3号)	※借地に所在	する場合又は共有者な	がいる場合のみ						
	・当該空き家所有者等と	の媒介契約	書 ※協力事業	者が申請する場合のみ	Y						

- ※1 登録を希望する空き家の代理又は仲介に係る協力事業者については、本市の空き家対策協力会員名簿に登載された事業者に限ります。
- ※2 登録期間は、原則として登録日から2年です。

【同意事項】協力事業者が申請する場合

申請者が、上記物件について空き家情報バンクに登録することに同意します。

所有者等 住 所

氏 名

(EII)

様式第2号(第5条関係)

所有者等同意書

(宛先) 伊勢崎市長

私は、伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱を遵守し、次の事項に同意します。

- ・登録事項については、個人の住所、氏名及び電話番号を除き、協力事業者へ の情報提供及び空き家情報バンクで公表することに同意します。
- ・申込書等の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出ることに同意 します。
- ・空き家情報バンクへの登録決定に当たり、空き家の所有者等の住民基本台帳 及び固定資産台帳を照会することについて同意します。
- ・市長が当該空き家の売買又は賃貸借に係る交渉等に関与しないことに同意します。

年 月 日

住 所 氏 名

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

 同意者
 住
 所

 氏
 名
 ®

 電話番号
 ®

土地所有者等同意書

私は、次の所在地の空き家について、申請者が空き家情報バンクの登録を申請すること に同意し、問題が発生した場合は、申請者と解決します。

なお、空き家情報バンクの登録決定に当たり、空き家とその土地の所有者等の住民基本 台帳及び固定資産台帳を照会することについて同意します。

1 空き家所在地 伊勢崎市

2 申請者

住 所	
氏 名	
電話番号	

- 3 申請者との関係
 - (1) 空き家が所在する土地の所有者
 - (2) 空き家の共有者
 - (3) その他(

 第
 号

 年
 月

 日

印

団体名 代表者

伊勢崎市長

協力事業者推薦依頼書

次の空き家について、伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱第5条第2項の規定により空き 家情報バンクの登録に係る協力事業者の推薦を依頼します。

所在地	伊勢崎市									
		建物分	万円		賃 料		円/月			
取引の種別	□売却希望額	土地分	万円	□賃貸希望額	敷 金		箇月分			
		合 計	万円		礼 金	礼 金				
土地面積	m²	建物面積	1階	m²	2 階		m²			
上.地田傾	(坪)	建初 闽傾	是17回假 I 陷	工作	(坪)	△肾百	(坪)		
登記	□登記済み □未登記	□登記済み □未登記								
建築年	年 月	構造	□木造 □軽	量鉄骨 □鉄筋コンクリート	□その他	()			
備考										

- ※1 登録する空き家の代理又は仲介に係る協力事業者については、本市の空き家対策協力会員名 簿に登載された事業者に限ります。
- ※2 空き家の売買又は賃貸借に係る交渉等に、本市は関与しません。
- ※3 空き家情報バンクの登録期間は、原則として登録日から2年です。
- ※4 協力事業者の報告をいただいた後、当該事業者に登録申請者から空き家情報バンク登録カードの作成について連絡がありますので、協力をお願いします。

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

団体名 代表者

協力事業者推薦書

年 月 日付けで推薦依頼のあった空き家の協力事業者について、 伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱第5条第3項の規定により次のとおり 推薦します。

空き家の所在地	伊勢崎市
	(住所)
	(協力事業者名)
協力事業者	(免許番号)
肠刀争栗名	(連絡先)
	(メールアドレス)
	(URL)

伊勢崎市空き家情報バンク登録カード

			デラ カ	調り上で	外旧刊/ 、	ノク・金鋏ルー	1,			1			
所在地	伊勢	崎市				登録番号							
	(住	所)				(協力事業名)							
協力事業者 ※ 1	(免	許番	号)			(連絡先)							
	(メ	ール)	アドレス)			(URL)							
		売却	建物分		万円	□賃貸	賃	料(月額)		円			
取引の種別		·望額	土地分		万円	□貝貝 希望額	Ę	敷 金		箇月分			
			合 計		万円		1	礼 金		箇月分			
都市計画区域の別	(用達	金地域	□市街化区址	戊 () []市街化調整区域		成区分非設定 ()			
土地面積			m²	建物面積	1階		m²	2 階		m²			
		(坪)	, C ()	- / H	(坪)	-14	(坪)			
登記	登記 □登記済A			建物の		□併用住宅		空き家状態		年頃から			
						種類		□事務所		の時期			
建築年		4	手 月	構造	□木造 □ ■	坚量鉄骨 □鉄筋	コンクリート)	間取り					
	電	気	□引込み済み	□その他()							
	ガ	ス	□プロパン	□都市ガス	□その他	()						
	台	所	□ガス	□電気	□IH	/コンロ口数(口)						
設備の状況	風	呂	□ガス	□電気	□灯油	/ 追いだき	(□有 □]無)					
	水	道	□上水道	□簡易水道	□その他	()						
	排	水	□下水道	□浄化槽	□その他	()						
	その	他											
改修等の必要	□解	体が	必要 □ 改修	不要 □改	修必要(改修	修箇所:)				
改修費等負担	□ 5	売主の	負担 □ 買主	の負担 □ 信	告主 □貸	主							
特記事項													
	δ+ δ- ⁄~	V 111 /				合や相続登記が必							
※1 空き店	舗等(//場合	合は、記載しない	ハでくたさい	い。利用者に	よ、空き店舗等	*利用紹介	が 依頼 書を提	出してく	たさい。			
【市記入欄】	. —								市ホームペー	-ジ2次元コード			

受付日	:	年	月	日	現地確認日	年	月	日
登録日	:	年	月	日	登録期限日	年	月	日
登録抹消日	:	年	月	日				

市ホ	ームへ	ページ	2次	元コー	- K

【間	引取	図】									登	録番	号					
1 F	7						 	 							 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ					 	 			 				 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		 					 				 				 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ					 				 			 	 			
2 F	? 	ļ			 	 	 	 		_	 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ				 	 	 			 			 	 			
		ļ					 	 			 			 	 			
		ļ				 	 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 			
		ļ					 	 			 			 	 			
		ļ			 	 	 	 		_	 			 	 		-	
					 	 	 	 		_	 			 	 			
		ļ			 	 	 	 			 			 	 		\dashv	

【写 真】	登 録 番 号	
撮影場所:		備 考
写真 1		
撮影場所:		備 考
·		
写真 2		
撮影場所:		備 考
写真 3		

 第
 号

 年
 月

 日

様

伊勢崎市長 回

空き家情報バンク登録(不登録)決定通知書

年 月 日付けで申請のあった件について、伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱第6条第1項の規定により次のとおり決定したので通知します。

- 1 决定区分 登 録 · 不登録
- 2 登録期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 3 登録番号
- 4 空き家の所在地
- 5 空き家の所有者等
- 6 協力事業者
- (7 不登録理由)

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

届出者住所氏名電話番号

空き家情報バンク登録事項変更届出書

伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱第8条第1項の規定により次のとおり空き家情報バンク登録事項の変更を届け出ます。

1 登録番号

2 変更事項

変更となる登録事項	変更前	変更後

第号年月日

印

様

伊勢崎市長

空き家情報バンク登録事項変更通知書

伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱第8条第2項の規定により次のとおり空き家情報バンクの登録事項を変更したので通知します。

1 登録番号

2 変更事項

変更となる登録事項	変更前	変更後

様式第10号(第9条関係)

空き家情報バンク登録取消届出書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

届出者住所氏名電話番号

空き家情報バンクの登録を取り消したいので、伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱第9条第1項第5号の規定により次のとおり届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 取消理由

第号年月日

様

伊勢崎市長 回

空き家情報バンク登録取消通知書

伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱第9条第1項の規定により次のとおり空き家情報バンクの登録を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

- 1 登録番号
- 2 取消理由

空き店舗等利用紹介依頼書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

郵便番号 住 所 氏 名 電話番号

空き家情報バンクに掲載されている空き店舗を利用したいので、伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱第11条第2項の規定により次のとおり申し込みます。

登録番号	
空 き 家 の所在地	伊勢崎市
利用目的(業種)	(空き店舗の活用予定について具体的にご記入ください。)

※市区町村記入欄

協力事業者情報回答書

上記について回答します。

協力事業者	(住所)
	(協力事業者名)
	(免許番号)
	(連絡先)
	(メールアドレス)
	(URL)

様式第13号(第12条関係)

登録空き家売買(賃貸借)契約成立報告書

年 月 日

(宛先) 伊勢崎市長

報告者 住 所氏 名電話番号

次のとおり登録空き家の売買(賃貸借)契約が成立しましたので伊勢崎市空き家情報バンク事業実施要綱第12条第1項の規定により報告します。

- 1 登録番号
- 2 契約締結日
- 3 協力事業者
- 4 空き店舗の使用用途(事業内容について具体的にご記入ください。)